

## 1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会4月臨時会)

平成16年4月27日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 同意第1号 安芸高田市助役の選任の同意について
- 日程第4 同意第2号 安芸高田市収入役の選任の同意について
- 日程第5 同意第3号 安芸高田市教育委員の任命の同意について
- 日程第6 承認第26号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例について】
- 日程第7 承認第27号 専決処分した事件の承認について  
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について】
- 日程第8 承認第28号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)】
- 日程第9 承認第29号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)】
- 日程第10 承認第30号 専決処分した事件の承認について  
【平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)】
- 日程第11 議案第23号 安芸高田市表彰条例について
- 日程第12 議案第24号 安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を  
廃止する条例について

2 . 出席議員は次のとおりである。( 7 2 名 )

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	土 居 克 之	4 番	山 本 優
5 番	岡 山 薫	6 番	田 中 常 洋
7 番	前 川 正 昭	8 番	平 林 克 昌
9 番	日 野 原 穂 澄	1 0 番	平 川 幸 雄
1 1 番	加 藤 英 伸	1 2 番	山 崎 昭 弘
1 3 番	山 口 康 文	1 4 番	小 野 剛 世
1 5 番	川 角 一 郎	1 6 番	竹 田 誠 莊
1 7 番	井 上 尚 文	1 8 番	高 坂 広 一
1 9 番	新 出 達 夫	2 0 番	塚 本 近
2 1 番	赤 川 三 郎	2 2 番	深 井 達 雄
2 3 番	三 上 夕 工 子	2 4 番	長 岡 公 次 郎
2 5 番	井 上 正 樹	2 6 番	宮 田 浩 之
2 7 番	松 野 俊 寿	2 8 番	川 先 悟 郎
3 0 番	平 岡 正 美	3 1 番	秋 広 美 輝
3 2 番	川 崎 三 千 春	3 3 番	西 川 佚 夫
3 4 番	中 野 光 雄	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 ユ キ ミ	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭

4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳
4 4 番	大 前 直 行	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正 智 代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁 千 六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 1 番	佐 々 木 博
5 2 番	玉 川 祐 光	5 3 番	西 山 登 司 教
5 4 番	井 上 正 文	5 5 番	岡 田 正 信
5 6 番	浮 田 洋 吾	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏
6 8 番	松 浦 利 貞	6 9 番	増 田 静 樹
7 0 番	中 間 末 雄	7 1 番	鳴 石 勸
7 2 番	亀 岡 等	7 3 番	崎 岡 典 男

3 . 欠席議員は次のとおりである。( 1 名 )

2 9 番 新 山 勝 義

#### 4. 会議録署名議員

13番 山口 康 文                      14番 小 野 剛 世

#### 5. 地方自治法第121条により説明員のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	児 玉 更 太 郎	教 育 長	是 貞 一 義
参 事	小 野 豊	副 収 入 役	藤 川 幸 典
総 務 部 長	新 川 文 雄	自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子
産 業 振 興 部 長	清 水 盤	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄
消 防 長	村 上 紘	八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫
美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦	高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則
甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸	向 原 支 所 長	益 田 博 志
教 育 次 長	水 戸 眞 悟	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壮		

#### 6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	次 長 兼 総 務 係 長	光 下 正 則
議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 皆さん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は72名であります。  
定足数に達していますので、これより平成16年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、去る4月19日安芸高田市新市長が就任されましたので、この際ご挨拶をお願いいたします。

児玉市長 臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日、安芸高田市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中をご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

さて、私、先般の市長選挙におきまして、皆様方のあたたかいご支援によりまして、無投票当選という栄に浴させていただきました。過日、4月の19日から安芸高田市長として執務をさせていただいておるところでございます。本市におきましては、議員の皆様方はもとより、市民の皆様方の深いご理解とご協力のもとに、円滑に新設合併による市制移行を果たし、県下で14番目の市が誕生したわけでございます。このことは、広域合併の先進事例として県内はもとより、中国地方におきましても注目をいただいております。本日こうして安芸高田市の初代市長として初の市議会の開会にあたり、新しいまちづくりの第一歩に身の引き締まる思いでございます。

安芸高田市の門出は、克服すべき幾多の課題を抱えております。3月1日の合併以来、この間、織田市長職務執行者をはじめ、議会の皆様方には課題解決へ向けた真摯な議論を重ねてこられたことに、深く敬意を表すものでございます。今後一層お力添えをいただきますように、お願いを申し上げます。

本臨時会へご提案申し上げます案件は、同意3件、承認5件、議案2件でございます。同意案件といたしましては助役、収入役の選任同意、また教育委員の任命の同意に係るものでございます。承認案件といたしましては、税条例、国民健康保険税条例の一部改正並びに平成15年度暫定予算の補正予算でございます。議案といたしましては、市表彰条例の制定、副収入役設置及び定数条例の廃止について、上程をいたしたいと考えております。何とぞよろしくご審議をいただきますようお願いをいたしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

崎岡議長 続いて、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

増本議会事務局長 議長。諸般の報告をいたします。

第1点、市長、教育委員長より本臨時会に説明委員としての出席委任をしているものの職氏名の一覧表が提出されております。写しをお手元に配

布いたしておりますので、ご了承下さい。以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、13番山口康文君、14番小野剛世君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議していただいておりますので、その結果について議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木委員長 議長。報告いたします。

平成16年第2回臨時会の運営につきまして、去る4月22日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されましたので報告いたします。

まず、本臨時会に付議されます案件は、同意3件、承認5件、議案2件、計10件であります。会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日間といたしました。以上、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今の委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 同意第1号 助役の選任について

崎岡議長 日程第3、同意第1号、助役の選任について同意を求める件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案、安芸高田市助役の選任の同意についての提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法第162条の規定に基づき、助役の選任の同意を求めるものでございます。近年ますます厳しさを増しております行財政環境にあって、また、広域合併に伴います住民ニーズの多様化、複雑化の中で、行政経験と豊富な見識を有し、優れた管理能力を備えておられます増元正信さんを助役として適任であると確信し、議会の同意を求めるものでございます。何とぞご同意をいただきますように、よろしくお願いをいたしま

す。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

富田議員 議長。

崎岡議長 64番、富田義弘君。

富田議員 64番。ただ今の提案に対しまして、市長に一言質問を申し上げます。  
人事は、一步間違えれば人を殺すと言われております。児玉市長が市民の全面的な信頼を得られて、めでたく無投票当選されましたことは、まことにおめでたいことであります。

昨年12月ころより、新市の市長選を迎えるころから、4月の12日の市長選告示当選の間において、町民の中で渦巻いた助役二人制の噂。そしてその2人には元町長が助役になるらしいとの噂。無投票当選の後には、人事権を持たない織田職務執行代理が議会会派代表の声を聴取して、議会の声は社会的、道義的にみても二人制助役制度には反対であるという声を聞いて、2人の助役制度の噂に対して、2人の本人に二人制の助役は困難であると、結論が伝えられたの噂。当人2人の内1人は、自分が助役になれるとの過信があったために、その思いを断ち切ることがなかなかできなかったという噂。このような二人制の助役人事の中での元町長の存在が、この度の人事に大きな支障を及ぼしたとの噂。また、将来有望な職員も助役の話聞いて悩み苦しんだとの噂。元助役のOBに対する事情の説明と理解を得る努力の経過について、万全であったかどうか。元町長のこれからの新市に対する助言などを将来考えると、噂に対して当事者との聴き取り調査の中で、反省すべきことは反省して、いつでも相談相手になってもらえるような環境の整備をしておくことが大切であると思っております。

以上のようなことに対しまして、市民の中に渦巻いている噂に、市民に対してわかりやすい言葉で、市長より所信を述べていただくことが、今日から人輝く安芸高田市建設のスタート台に立っての大切なことであると思っておりますが、市長の方から所見があれば述べていただきたいと思っております。以上で終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今のご質問でございますが、いろいろ新市発足にあたりましてはたくさん課題を抱えております。最初の大きな人事案件でございます。この当初ご指摘の二人助役制等の問題については、私も存じておりますし、今回までの経過について説明せよと、こういうご指摘もございまして、この機会にちょっとそこらの経過を説明をして、今日までの状況について皆様のご理解を賜りたいと、このように思います。合併の経過を振り返ってみますと、安芸高田市というのはいろいろな課題はありました。しかし、その一つひとつを円満のうちに乗り越えて本日まで来た経過があるわ

けでございます。そういう中で6人の町長、また6人の議長さん、6人の副議長さん、そこらの足並みが、私はいろいろな課題を乗り越えて安芸高田は一つだという、一つの目的に向かって非常にうまく連携を取って、協力をしながら本日の安芸高田が生まれたと、このように思うわけございまして、その点についてはそれぞれ関係の町長さん、議長さん、副議長さんには、心からお礼を申し上げたいと、このように思うわけでございます。安芸高田市は中国地方では初めての合併特例による3万の市でございます。そういうことで、例えば三次とか庄原とか、そのような中核になる市があって周辺が合併するというんなら、割合に市制の移行というのはスムーズにいくというように私は考えますが、この全く6つが一緒になって新しい市を作り上げるという、そういうことというのは非常に最近では前例のない合併になっておるわけでございます。従ってこれを早く軌道へ乗せるといのが、当面ここ2、3年の大きな課題であります。従ってそういうことになれば助役を二人置いて、総務担当と、それから業務担当と、この二人の助役を置いて、せめて長くても1期の4年間だけはこの二人制の助役を置いて、今まで努力をしてきた、かなり政治的にもベテランの助役をそこへ据えて、総務の方はその助役が全部仕切る。業務の方はその助役が全部仕切っていくと。市長は非常に出ることが多いんで、本当に末端まで目が届くというのはなかなか難しいと、こういうように考えまして、特にこの合併のここ2、3年というのは、今までの10年分ぐらいの仕事を片づけていかんやあいけんという課題があります。第2庁舎の建設とか、取りあえずはですね、文化ホールの建設とか、あるいは広域火葬場の建設とか、あるいは地域高規格道路の向原吉田間の道路とか、あるいは可部のバイパスの問題とか。とにかく早くかたちを整えんにやいけん。しかもこれらは全て用地が絡まっておるという問題。そういうような大きな課題を解決するにはどうしてもやっぱり二人制というのがいいだろうと、こういうようなことで我々は考えておったわけでございます。しかしそれぞれ議会の会派の会長さん等のご意見をいろいろ賜ってみますと、やはりこの二人制というのは3万5千の市ではあまり例が無いと、そういう特に行政改革の中では市民の合意が得られんと。そういうような厳しいご意見もいただいております。そういうご意見の中でこの助役二人制という問題については、我々はこの問題を断念せざるを得んと、こういうように考えたわけでございます。勿論、職務執行者の織田執行者もそのような考えでございまして、これはいずれにしても条例の改正をせんと二人助役というのは出来ませんので、議会のご同意をいただかないとこの制度そのものが出来ないと、こういうことで織田執行者の方もそういう点についてはその職務代理者の50日の間に、やはりそういう努力もしてみたいという気持ちは持っておったようでございます。私も出来れば早く条例を作ってもらって、すぐ軌道へ乗せるというようなことも望んでおりましたが、先ほどのように、やはりこういう時代の中で二人助役制というのは望ましくないと、こういうご意向がありまして、そのことはもう断念をしたと、こういうことござい

ます。従って今後はどのような助役の選任をするかということで、まず優秀な職員がおりますので、その優秀な職員の中から今申し上げましたようにもう2、3年で10年分の仕事をせにゃあいけん。そういう課題が解決できるような職員ということで、私はいろいろ努力をしたわけですが、なかなか職員の皆さんも非常に厳しい環境の中でこの助役を引き受けるということが難しいというような、そういうような意向も何って、いろいろその間の経過はあったわけですが、それなら本当に合併に汗をかいた助役の中から出すのが筋じゃなからうかと、こうすることで助役会の会長をやり、しかも事務方の専門部会の部会長をずっと合併の中で務めて、一番事務方として汗をかいて来た助役会の会長の増元君を助役に選任するというのが最適ではなからうかと、こうすることで本日ご提案を申し上げたと、こうすることでございまして、今までいろいろ議会を通して市民の皆さんのご意向も聞かせていただきながら、また議員さんのご意向も聞かせていただきながら、本日までの助役の選任の過程を申し上げて、皆さんのご理解を賜りたいと、このように思うわけですが、ひとつ同意案に是非ともご賛同いただければと、このように思うわけですのでよろしく願いをいたします。その他、詳しい問題について、やはりいろいろ個人の問題もございまして、差し控えさせていただいて、流れを説明をさせていただきましたんで賢明な議員の皆さんのご賢察をお願いしたいと、いうふうに思います。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 まず、児玉市長に無投票当選をされたことを、おめでとうございまして。

しかし、一言私にはあるんです。このことは今日の疑惑問題を生んでおるのではないか。それから増元正信さんを助役にしたいと提案をされましたが、これはその時に増元氏は年は何歳で、以前何をしておりましたという経歴を述べて、よろしく願いしますというのが筋じゃないかと思うんです。かつて、高宮町ではそういう名前だけで頼むでということで、よっしゃ、よっしゃということになったかもしらんと思うんですが、この72名の議員、6町の議員の一堂に会しておるんですから、増元さんといってもどんな人か私よくわからんとの人もおられると思うんですよ。やっぱりこの大勢の議員の皆さんにわかるような提案をして、また各議員さんからあれこれ質問してもらわないような、そういう提案の仕方をするべきじゃないかと私はこう思うわけなんです。質問して初めて疑惑をしておられまして、あれこれというようなことはまずいと思うんですよ。あれほどこの町長の中でも児玉町長に右に出る人はおらんと言われたほどの手練手管にたけた名物町長さんですから、もっと上手にやってもらいたいと思うんです。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 誠に説明不足で、十分に趣旨が徹底しておらなかったと思いますが、無投票当選に関わるいろいろな問題については、全くそれは私は関知しておりませんので、そこらをご理解を賜りたいと思いますけども、私はいつでも選挙があるつもりで立候補したつもりでございますので、そこらをご理解を賜りたいと、このように思います。

それから増元正信さんですが、生年月日は昭和23年でございます。23年というと55歳でございます。これは美土里町の若者の町おこし運動を若い時に随分熱心にやられまして、美土里町の助役に抜擢をされて既に10年助役の経験をしておられます。合併の際は助役会の会長ということで、併せて合併専門部会の部会長ということで合併の事務方を全部まとめてこられたと、このような経歴でございますので、私は助役としては最適任というように考えております。ちょっと説明不足の点があったわけですが、説明を追加をさせていただきます。よろしく申し上げます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

崎岡議長 これより同意第1号、助役の選任について同意を求める件を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、同意第1号、助役の選任について同意を求める件については、これに同意することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~

日程第4 同意第2号 収入役の選任の同意について

崎岡議長 再開いたします。

日程第4、同意第2号、収入役の選任について同意を求める件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 安芸高田市収入役の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第168条第7項の規定に基づき、収入役の選任の同意を求めるものでございます。近年ますます厳しさを増しております行財政環境にあって、また広域合併に伴います住民ニーズの多様化、複雑化の中で、豊富な行政経験と見識を有しておられます藤川幸典さんを収入役

として適任であると確信し、議会の同意を求めるものでございます。

藤川さんは、吉田町の収入役をしておられまして、その前は総務課長、各課長を歴任をされまして非常に優秀な実績を持っておられます。生年月日は昭和24年5月9日でございます54歳でございます。収入役としては最適任ということで提案の説明をさせていただいたわけでございます。よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

崎岡議長 これより同意第2号、収入役の選任について同意を求める件を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、同意第2号、収入役の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~

日程第5 同意第3号 教育委員の任命の同意について

崎岡議長 再開いたします。

日程第5、同意第3号、教育委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第3号の安芸高田市教育委員会委員の任命同意の議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員の任命の同意を求めるものでございます。広域合併に伴います住民ニーズの多様化、複雑化の中で、豊富な経験と教育に関して広い見識を有しておられます上田隆之さん、柳川基興さん、佐々木智三さん、佐藤勝さん、眞田良三さんを、安芸高田市教育委員会委員として適任であると確信し、その任命について議会の同意を求めるものでございます。上田隆之さんは年齢は60歳でございます。小学校の校長、またその前は可部教育事務所の所長を歴任もしてもらっております。柳川基興さんは学

校の校長以後、八千代町の教育長を務めていただいた方でございます。柳川さん66。佐々木智三さんは72。佐々木さんは学校の校長、県教委の部長等を歴任し現在は高宮町の教育長を務めて、県の教育長会の副会長も務めている方でございます。佐藤さんは郡内で学校の校長を務められた経験もございます。現在は広島県教育委員会の理事という立場で教育行政に関わってもらっております。62歳でございます。眞田良三さんは69歳、向原町の町長をされておった方でございますし、また町長になられる前は向原町の教育委員をしておられたと、こういう経歴もあるわけでございます。何とぞご同意をいただきますようによろしくお願いをいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件につきましては、5人の委員の提案がありましたが、質疑は一括して行ない、討論は省略し、採決は一人ずつ行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 ここに提案されております5名の方は、今の憲法尊重すると、日本国憲法。それから教育基本法を守っていくと、そういう気持ちを持っておられる人なんですか、どうですか。ただ、児玉町長がええ人だ、ええ人だと言ってもですね、ちょっと私にはわかりませんので、そこらの点はどのような人ですか。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 もちろん、ただ今ご指摘のようなそれぞれの法は、十分守っていただく方であるというように確信をしておりますし、教育行政についても見識を持った方だというふうに考えております。最適任ということでご提案を申し上げたわけでございますので、よろしく申し上げます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより同意第3号、教育委員の任命について同意を求める件を挙手により採決いたします。

本件の内、上田隆之さんを教育委員の任命については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって上田隆之さんの教育委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

続いて、本件の内、柳川基興さんの教育委員の任命については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって柳川基興さんの教育委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

続いて、本件の内、佐々木智三さんの教育委員の任命については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって佐々木智三さんの教育委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

続いて、本件の内、佐藤勝さんの教育委員の任命については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって佐藤勝さんの教育委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

続いて、本件の内、眞田良三さんの教育委員の任命については、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって眞田良三さんの教育委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

したがって同意第3号、教育委員の任命について同意を求める件については、全てこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

日程第6 承認第26号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例について】

崎岡議長 再開いたします。

日程第6、承認第26号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 承認第26号、議案名が安芸高田市税条例の一部改正をする条例についてでございます。提案理由の説明をいたします。

本件は、所得税法の一部改正に伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正をする必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をしたものでございます。同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 承認第26号、市税条例の専決処分についての要点のご説明を申し上げます。

この度、国におけます平成16年度の税制改正に伴いまして、各税条例の一部を平成16年4月1日施行のものにつきまして、平成16年3月31日付けで専決処分により改正させていただきました。

今回の税制改正の要旨につきましては、国の三位一体改革におけます地方税財源移譲の一暫定措置といたしまして改正されたものが主なものでございます。本専決にかかるものにつきましては、予めお配りいたしております資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。安芸高田市税条例の一部を改正する条例の説明資料でございますが、この件のこの資料、ご一読いただければと思います。3枚目のほうに議案の27の次ぐらいに。

まず1ページでございますが、第24条第2項につきましての個人の市民税の非課税の範囲に係るものでございます。個人市民税の均等割非課税の限度額の加算額が改正されまして、別紙の資料でございますが、税務課と書いてあります説明資料、ありますか。

それでは資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。1ページでございますが、第24条第2項の個人の市民税の非課税の範囲に係るものでございます。説明要項の中には改正の内容を掲げておりますが、個人市民税の均等割非課税限度額の加算額が改正されまして19万2千円が17万6千円になります。1万6千円減額となりました。年間総所得金額が計算式の合計より少ない場合は、均等割を課税されないこととなります。平成16年度課税分から適用となります。

次に同条の第3項、同じく非課税の範囲の改正でございます。課税所得がある妻に対しまして均等割額が課税されておりませんが、この度課税されることとなったものでございます。平成17年度課税分より適用となります。ただし、平成17年度分は半額の1千500円といたしまして、平成18年度より3千円とするものでございます。26条3項は字句の改正でございます。

次に31条第1項市民税の納税義務者に係るものでございまして、均等割額の改正でございますが、人口段階別の税率区分を廃止されまして2千円を3千円に統一するものでございます。平成16年度課税分より適用となります。同条第2項から48条2項につきましては、対象法人の追加、また字句の改正、文言の整理でございます。

2ページに参りまして1行目でございますが、附則第5条第1項個人市民税の所得割の範囲等でございます。個人市民税の所得割の非課税限度額の加算額が改正されまして、36万円が35万円になりました。1万円減額となりました。年間総所得金額が計算式の合計より少ない場合は、所得割を課税されないこととなります。平成16年度課税分より適用となるものでございます。附則第6条は抹消するものでございます。

次に附則第6条の2を条項移動いたしまして、附則第6条といたします。居住用財産の買い換え等に係ります譲渡損失でございます。個人の居住用財産の譲渡によりまして、譲渡損失を生じた場合には損失額を当該年度及び翌々年度以後3年度まで繰越控除が認められることとなったものでございます。ただし、3千万円以下の所得者が対象となります。平成17年度課税分から適用となるものでございます。

次に附則第6条の2でございますが、特定の居住用財産の買い換えの場合で、譲渡損失を生じた場合の繰越控除につきまして、住宅ローン残高が無くても対象とするものでございます。対象年度を3年間延長しまして平成15年12月31日までを平成18年12月31日までの取り引きされたもので、同じく3千万円以下の所得者が対象となるものでございます。平成17年度課税分から適用となります。

次に附則第17条1項でございますが、前年度中租税特別措置法によります長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例でございますが、土地、建物の長期譲渡所得の課税の特例につきまして、税率の軽減措置を廃止いたしまして、税率を4%から3.4%に引き下げることになりました。平成17年度課税分からの適用となります。

次に3ページに参りまして、附則第17条の2土地の譲渡等に係ります市民税の課税中に係るものでございますが、優良住宅用地の譲渡に対する長期譲渡所得の課税につきまして、譲渡益区分を4千万から2千万に見直しされております。税率について2千万円以下のものにつきましては2.7%とします。2千万円以上のものにつきましては3.4%とされまして、適用期限を平成16年度までを5年間延長されまして、平成21年度までとされたものでございます。平成17年度課税分からの適用となります。附則第17条の3、第1項につきましては附則17条の改正に伴います字句の整理でございます。

次に附則第18条第1項から第5項でございますが、短期譲渡所得に係ります課税の特例に係るものでございます。土地、建物等の短期譲渡所得の税率につきましては9%から6%に引き下げられます。公共用地等への譲渡によります事業所得、雑所得の場合の税率につきましては4%から3.

4%に引き下げられたものでございます。平成17年度課税分から適用となります。

次に附則第19条第1項でございますが、株式等に係ります譲渡所得の税率を4%から3.4%に引き下げるものでございます。平成17年度課税分から適用となります。附則第19条の2から附則第20条につきましては、今回の地方税法等の改正に伴います字句及び規定の整理でございます。

次に4ページの固定資産税に関する改正でございますが、第54条は見出しの字句の改正、また同条第6項は納税者対象者の追加によるもの。附則第10条につきましては地方税法改正によります条項移動に伴う字句の改正。同条の2第4項は添付します書類の追加の改正、同条5項につきましては規定の追加改正でございます。54条の第7項につきましては、家屋所有者以外の者が取り付けた償却資産に対しまして、取り付けた者を所有者として固定資産税を課税することとなりました。平成16年4月1日以降取り付けた者が対象となりまして、平成17年度課税分から適用となります。

5ページの特別土地保有税に関する改正でございますが、附則第15条は読み替え規定でございます。地方税法改正に伴い字句の改正、同条の2につきましては独立行政法人に対しまして課税特別措置の見直しに伴い、規定の削除でございます。附則につきましては施行の期日及び経過措置につきまして記載しておりますが、施行期日につきましては表の各末尾に記載しております。また、経過措置につきまして、施行日前のものにつきましては従前の通りとなります。

なお、第1条第1項の1号、2号、3号につきましては施行の日としておりますが、法律番号につきましては国からの指示がまだいただいておりますので、連絡があり次第挿入させていただきます。よろしくお願ひしたいと思っております。以上、税条例の一部改正につきまして、要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 説明がありましたように、国の改正によるこれ言うなれば住民負担増となることが多いんですが、24条の2項とか、それからそういう市民に係る負担増になるのが安芸高田市では現状からどのくらいの金額になるのか、お尋ねいたします。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 均等割につきましては先ほどご説明いたしました、2千円を段階補正を人口段階補正を付けまして全国的に3千円の統一となっておりますというこ

とだ思います。それに付け加えまして妻の方にも負担がかかりますということでありまして、大体今、新年度の税改正に伴います予算の見積を上げておりますが、対象者均等割の対象者につきましては約1万800人前後というように考えております。つきますと大体1千万、1千80万ぐらいですか、というような単純な考えでございますけども、そういう数字だろうというように思います。また譲渡につきましては、それぞれその行為があった時のこととなりますので、今のところちょっと数値には言いかねないところがあると思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第26号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第26号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第7 承認第27号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について】

崎岡議長 日程第7、承認第27号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 承認第27号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は所得税法の一部改正に伴いまして、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、

議会の承認を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 承認第27号、国保税条例の一部改正によります、専決した事件についての説明を申し上げます。

先ほど承認第26号関係にもなると思いますが、地方税法等の改正によりまして規定の整理を行いました。主なものにつきましては税条例の改正で説明いたしました、居住用財産の譲渡損失の繰越控除及び対象年度の延長、また、国税におきます長期譲渡所得の特別控除の100万円控除の廃止等、長期譲渡所得の課税の特例措置が改正されたものであります。附則といたしましては施行期日は平成16年4月1日から施行するもの。また適用区分といたしましては改正後の規定につきまして、平成17年度以降の年度分の国保税につきまして適用するものでございます。平成16年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものでございます。以上、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第27号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第27号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

日程第 8 承認第 28 号 専決処分した事件の承認について

【平成 15 年度安芸高田市一般会計補正予算(第 1 号)】

崎岡議長 日程第 8、承認第 28 号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 承認第 28 号、平成 15 年度安芸高田市一般会計補正予算第 1 号について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 15 年度安芸高田市一般会計補正予算を別紙の通り専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 千 3 7 0 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 6 4 億 5 千 2 6 2 万 5 千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方債の借入額を 7 千 3 7 0 万円追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費の財政調整基金積立金を 4 千 2 6 0 万円追加し、衛生費の浄化槽整備事業特別会計繰出金を 2 千 2 0 万円。農林水産業費の農業集落排水特別会計繰出金を 1 千 9 0 万円追加するものでございます。また地方債補正として既定の限度額に 7 千 3 7 0 万円を追加し、補正後の限度額を 2 4 億 2 千 7 0 0 万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、承認第 28 号、平成 15 年度安芸高田市一般会計補正予算。16 年の 3 月 31 日に専決いたしましたので、内容について要点のご説明をさせていただきますと思っております。

まず、専決処分書の 8 ページをお開きいただきたいと思っております。

本件につきましては、年度末期において最終の起債許可を予定を受けて、市債の借入額を調整したことによりまして、補正をさせていただいたものでございます。

まず 8 ページの歳入の市債、19 市債でございますが、総務債から 12 の特別会計繰出債までございますけれども、今回につきましては農林水産事業、土木事業、一般公共事業債といたしましてこの中にもありますが、1 千 8 4 0 万円の追加をさせていただいたものでございます。それと教育債

で屋内温水プールで辺地対策事業の2千500万。特別会計の繰出債と言いまして、過疎債は一般会計債の方で借りるということで3千210万円。この起債につきましては浄化槽分の2千20万円と農業集落排水事業分の1千90万円、それぞれ特別会計の方に繰り出しをするものでございます。基本的には過疎債、辺地債、一般公共事業債、有利な財源確保が出来る起債の方の最終調整をさせていただいたところでございます。ただ今回のこの起債の確定によりましては、2月29日まで各旧町の事業を実施していただき、15年度の1ヶ月分のですね、予算を暫定予算として編成をしていただいております。そういう状況の中で通常の歳入歳出の補正とはちょっと違ってるような状況もございますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

起債の額の確定はですね、一応予算におきまして2月29日までは前旧町で決算をしておりますけども、微調整部分をですね、この15年度の一般会計予算の方に1ヶ月分を計上させていただいております。ただこの起債を充当しますと過充当ということになりますので、その点は旧町のですね、2月29日までの決算の予備費に基づきまして、予備費で計上させていただいております。そういうことで財源振替ということが主たることだと思っております。

歳出の方におきましては、9ページの基金管理費の中で4千260万円を増額させていただいたことでございます。

それと款の4衛生費、7の環境衛生費、補正前の額8千639万5千円ですが2千20万円地方債の方の、これは環境衛生費といたしまして、浄化槽の整備事業特別会計の方に繰り出しを2千20万円させていただいております。これが過疎債の適用になった市債でございます。

続きまして、款6農林水産業費項1農業費2の農業総務費で、補正前の額8千463万円、補正額1千90万円。節の方では28繰出金の1千90万円を農業集落排水事業特別会計の方に繰り出しをさせていただくものでございます。

地方債の補正につきましては、4ページに戻っていただきたいわけですが、最終の今回調整を7千370万円ほど調整をさせていただいて、補正前の額が23億5千330万円を、補正後で24億2千700万円と、限度額を定めるものでございます。以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第28号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第28号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第9 承認第29号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)】

崎岡議長 日程第9、承認第29号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 承認第29号、平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算を、別紙の通り専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

まず歳入につきましては繰入金を1千90万円追加し、市債を1千90万円減額するものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を7千920万円に変更するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。要点のご説明を申し上げます。

この件につきましては先ほど提案理由でございましたように、平成16年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

本案は、先ほど承認第28号の一般会計でご説明がございましたように、

過疎債の許可予定額の決定によりまして、一般会計から歳入繰入金を増額し、下水道債を減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。5ページの歳入でございますが、款の6繰入金の目の1の一般会計繰入金を1千90万円増額し、款9市債、目1の下水道債を1千90万円減額するものでございます。

それでは3ページにお戻りをいただきたいと思います。3ページは地方債の補正でございます。地方債につきましては、その限度額を1千90万円減額し、7千920万円とするものでございます。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第29号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第29号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第10 承認第30号 専決処分した事件の承認について

【平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)】

崎岡議長 日程第10、承認第30号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 承認第30号、平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算を、別紙の通り専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるところでございます。

まず歳入につきましては、繰入金を2千20万円追加し、市債を2千20万円減額をするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を4千740万円に変更するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。要点のご説明を申し上げます。

この件につきましても平成16年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。これも先ほど一般会計でご説明がございましたように、事業費の確定によります過疎債の許可予定額の決定によって、一般会計からの繰入金を増額し下水道債を減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。歳入でございますが、款の6繰入金、目の1の一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2千20万円を増額し、款9の市債でございますが、浄化槽整備事業債を2千20万円減額をするものでございます。

3ページにお戻りをいただきたいと思います。3ページは地方債の補正でございますが、その限度額を2千20万円を減額し、4千740万円とさせていただきたいとするものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより承認第30号、専決処分した事件の承認についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって承認第30号、専決処分した事件の承認についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第23号 安芸高田市表彰条例について

崎岡議長 日程第11、議案第23号、安芸高田市表彰条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案23号、安芸高田市表彰条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市の市政の振興に寄与し、または住民の模範と認められる行為のあった者及び団体を表彰し、もって市の自治振興の促進を図ることを目的とするものでございます。また被表彰者の選考にあたっては、安芸高田市表彰審査委員会を置き、その適正を期するものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なるご決議をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第23号、安芸高田市表彰条例につきまして要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては第1条目的で謳っております安芸高田市政の振興に寄与し、他の模範となる者、また団体を表彰することによって自治振興の推進を図ることを目的として条例を制定しようとするものでございます。

第2条で、表彰の対象でございます。対象者は6項目ほど定めております。まず1番といたしまして市の公益事業について功績顕著な者。2番といたしまして産業、教育、文化、その他の分野において市の発展に寄与した者、3番で市民で住民の模範となる善行をなしたと認められる者。4、価格100万円以上の金品を本市に寄附した者。5、ボランティア活動に従事し、またはその推進に寄与した功績が顕著と認められる者。6で、前各号に掲げるものの他、市政に関して功績があった者ということで、6項目ほど定めをさせていただいております。また被表彰者の選考にあたっては、第4条におきまして表彰審査委員会を設けて適正を期するよう定めておるものでございます。

続きまして2ページを見ていただきたいと思いますわけですが、第5条で表彰状に

つきましては、市長が表彰状、また感謝状ということ。また副賞として金品を贈呈するというものでございます。

第6条といたしましては、表彰の取り消し。表彰状を付与された者、また団体が著しく名誉を汚した時はその表彰を取り消すことができるという、取り消しの条文でございます。

第7条では被表彰者が死亡した場合の措置を謳っております。遺族に対して贈呈をするという項目を謳っております。

第8条で公表でございます。表彰はその氏名、団体名等は実績を市の公告、または広報等で掲載をさせていただいて公表をさせていただきたいと思っております。

第9条におきましては、被表彰者名簿、表彰を受けた者、また団体を含む氏名、その他必要な事項は、これを被表彰者名簿に登録して永久保存をするものといたしております。委任事項といたしまして、第10条でこの条例の施行に関し必要な事項は規則を定めるということで、安芸高田市表彰条例の施行規則を設けさせていただいて、適正な措置を取らせていただきたいと思います。この条例の全体につきましても、先進の市のこの表彰条例を模範とさせていただきまして、安芸高田市に準じたかたちの中で制定をさせていただいたところでございますので、どうかよろしく願います。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

金行議員 議長、41番。

崎岡議長 41番、金行哲昭君。

金行議員 41番、金行でございます。

まことに喜ばしい表彰条例でございます。ただ4条で安芸高田市表彰審査会を置くとなっておりますが、各町ではございましたがこの審査会はどのような範囲で選ばれるのか、そういう腹案があるのか、一点お聞きします。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 現在、他市等のこの表彰条例を参考にさせていただいてですね、やはり先進の事例の市等におかれてですね、実施されとる項目をいろいろ資料収集をさせていただくととととでございます。その関係におきましては、やはり適正を期するということですね、安芸高田市の表彰審査委員会というものを定めて、ある程度の市長の方から委嘱する市議会議員さん、また、市長の方から委嘱をされる有識者、その他任命する職員ということの中でですね、やはりある程度の、2年ないし3年等の任期を定めさせていただいてですね、適正に、我々執行部だけで判断するというのでなしにですね、そういう方法の中で適正にさせていただきたいと思っております。条例を制定させていただきますと、即規則の方もですね、随時整備をさせていた

だいて、適正な方法を取らせていただきたいと思いますのでよろしく  
お願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第23号、安芸高田市表彰条例についての件を挙手により  
採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第23号、安芸高田市表彰条例についての件は、原案の通り  
可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第24号 安芸高田市副収入役の設置及び

定数条例を廃止する条例について

崎岡議長 日程第12、議案第24号、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を  
廃止する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第24号、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を廃止する条例  
について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、合併時の円滑な事務運営を図ることを目的として、地方自治法  
第168条の規定により設置しておりました副収入役につきまして、先ほ  
ど議会の同意をいただき、正式に収入役を選任させていただきましたこと  
から、その設置及び定数条例を廃止するものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当な決議をいただきますようお願いをい  
たします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第24号、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を廃止する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどの議会の同意をいただきました、安芸高田市収入役を選任いただきましたことから、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を廃止する条例は廃止するというものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第24号、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を廃止する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって議案第24号、安芸高田市副収入役の設置及び定数条例を廃止する条例についての件は、原案の通り可決されました。

崎岡議長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成16年第2回安芸高田市第2回臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さんでした。

~~~~~

午前11時45分 閉会

上記会議次第は事務局職員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員